



広報

さがら

2007
4月
第322号

入学
おめでとう!



北小学校 7名



南小学校 58名

平成 19 年度の予算..... P 2
 3 月議会定例会 P 4
 トピックス P 5
 教職員異動ほか P 7
 保健福祉のひろば P 8
 税務課からのお知らせ P 10
 お知らせ P 13
 カレンダー P 17
 有形文化財・人口ほか P 18

シンボル
 村花 / フクジュソウ
 村木 / 茶
 村鳥 / セキレイ

発行日 / 平成19年4月19日
 編集・発行 / 熊本県球磨郡相良村総務課
 ☎ 0966-35-0211 FAX 0966-35-0011
 ホームページURL <http://www.vill.sagara.lg.jp/>

平成19年度の相良村

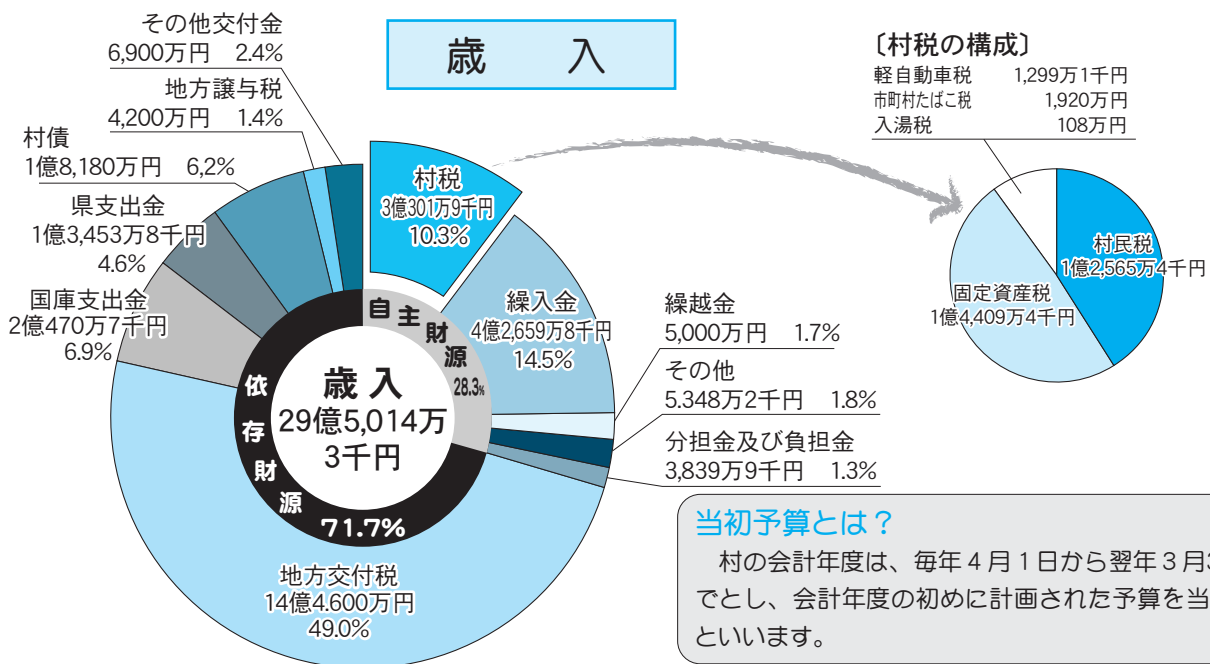
～平成19年度当初予算～

平成19年度の当初予算が相良村議会3月定例会で可決されました。

一般会計

村の会計の基本となるのが一般会計です。村税収入や国・県からの交付税などを財源とし、福祉の充実や道路整備など村の基本的な施策などに使う経費となります。

平成19年度の一般会計の予算総額は29億5千14万3千円で、前年度に比べ1億703万7千円（3.6%）の増額となりました。建設費では公営住宅2棟、商工費ではサガラッパ祭、教育費では南・北小学校の補助教諭の2名分の報酬等も盛り込まれています。



用語の説明

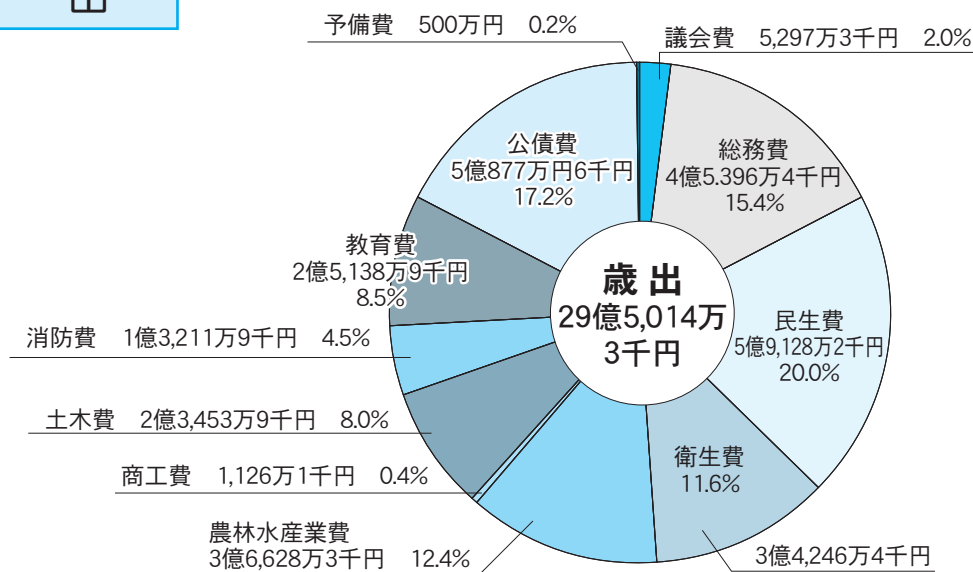
- ◆村税 村民のみなさんから納めていただく税金や会社の法人村民税など
- ◆繰入金 各種基金などから一般会計へ繰入れたお金
- ◆地方交付税 いったん国税として納められた所得税、法人税、酒税、たばこ税を一定の基準に基づき、地方公共団体の財政力に応じて交付されるお金
- ◆国庫支出金 国が地方公共団体に対してその経費（教育、社会保障、公共事業など）の全部又は、一部に充てるために交付する負担金や補助金
- ◆県支出金 村が行う事業に対して、県から交付される使い道が決まっているお金
- ◆村債 事業を行うために借り入れるお金
- ◆地方譲与税 手続上、国税として納税されている税金で、その全部又は一部が、一定の基準で地方公共団体に譲与されるもの。地方道路譲与税、石油ガス譲与税など。

◆村民1人あたりに使われる予算

(3月31日現在 人口5,456人)

<p>衛生費</p> <p>62,7684円</p>	<p>民生費</p> <p>108,372円</p>	<p>総務費</p> <p>83,964円</p>	<p>議会費</p> <p>9,709円</p>
----------------------------	----------------------------	---------------------------	--------------------------

歳出



特別会計

特定の事業を行うとき、一般会計とは別に経理をする会計を特別会計といいます。

本村では、現在国民健康保険事業など6つの特別会計があります。

平成19年度特別会計予算の状況

(単位：千円)

会計名	平成19年度	対前年度伸率
国民健康保険	609,800	102.6%
老人保健	624,200	108.8%
介護保険	557,700	97.8%
簡易水道	120,809	107.8%
農業集落排水	217,000	31.0%
緑資源公団分収造林	4,928	150.6%

主な事業と予算額

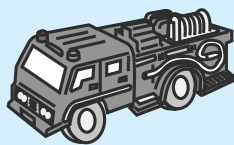
- ◆総務費
 - ・ADSL施設整備費 24,260千円
 - ・参議院選挙関係 5,900千円
 - ・県議会議員選挙関係 4,709千円
- ◆民生費
 - ・後期高齢者医療事業平成20年準備関係 7,539千円
- ◆衛生費
 - ・老人保健費 102,843千円
- ◆農林水産業費
 - ・相良村土地改良区施設改修補助金 20,000千円
 - ・農地・水・農村環境保全向上活動支援事業費 4,073千円
- ◆商工費
 - ・サガラッパ祭等 4,741千円
- ◆土木費
 - ・村営住宅建設 48,000千円
- ◆教育費
 - ・出土品整理業務委託等 4,118千円

教育費



46,075円

消防費



24,215円

土木費



42,987円

商工費



2,063円

農林水産業費



67,133円

第2回相良村議会定例会（平成19年3月9日～16日）

【議案】

議案第2号	平成18年度相良村一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第3号	平成18年度相良村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第4号	平成18年度相良村老人保健特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第5号	平成18年度相良村簡易水道特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第6号	平成18年度農業集落排水特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第7号	平成18年度緑資源機構分収造林特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第8号	平成18年度介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第9号	平成19年度相良村一般会計予算	原案可決
議案第10号	平成19年度相良村国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第11号	平成19年度相良村老人保健特別会計予算	原案可決
議案第12号	平成19年度相良村簡易水道特別会計予算	原案可決
議案第13号	平成19年度相良村農業集落排水特別会計予算	原案可決
議案第14号	平成19年度相良村緑資源機構分収造林特別会計予算	原案可決
議案第15号	平成19年度相良村介護保険特別会計予算	原案可決
議案第16号	訴えの提起について	原案可決
議案第17号	相良村副村長の定数を定める条例の制定について	原案可決
議案第18号	相良村特別職報酬等審議会条例及び相良村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第19号	相良村課設置条例の全部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第20号	相良村報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第21号	相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第22号	相良村人材育成審議会設置条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第23号	相良村木造住宅建設補助金交付条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第24号	相良村人材育成基金条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第25号	相良村総合計画審議会条例及び相良村行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第26号	相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第27号	相良村保育所設置に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第28号	相良村手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第29号	相良村福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第30号	相良村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第31号	相良村母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第32号	相良村有林野部分林の売却について	原案可決
議案第33号	相良村有林野部分林契約の一部変更について	原案可決
議案第34号	相良村有林野部分林契約の一部変更について	原案可決
議案第35号	相良村川辺川土地改良事業基金条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第36号	相良村土地改良事業基金の制定について	原案可決
議案第37号	相良村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第38号	相良村有住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第39号	相良村中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第40号	相良村中山間ふるさと・水と土保全基金の処分について	原案可決
議案第41号	人吉下球磨消防組規約の一部変更について	原案可決
議案第42号	人吉球磨広域行政組規約の一部変更について	原案可決
議案第43号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、協同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	原案可決
【発議】		
発議第1号	相良村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
発議第2号	相良村報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
発議第3号	相良村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
発議第4号	相良村長の不信任決議案	原案否決

第3回相良村議会臨時会（平成19年3月27日）

議案第44号	平成18年度相良村一般会計補正予算（第7号）	原案可決
議案第45号	平成18年度相良村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第46号	平成18年度相良村老人保健特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第47号	平成18年度相良村農業集落排水特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第48号	平成18年度相良村緑資源機構分収造林特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第49号	平成18年度相良村介護保険特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第50号	相良村税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第51号	相良村教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

【一般質問】

- | | | |
|---------------------------------|---|-------------------|
| 1 鶴田ダム視察について | 6 相良村の農業の担い手対策について | 10 平成19年度予算編成について |
| 2 施設管理について | 7 相良村のIT化について | 11 建設事業について |
| 3 食の安全について | 8 村長の政治意識について | 12 川辺川河川砂利除去等について |
| 4 相良村公営住宅使用料、保育料、学校給食費の納入状況について | 9 高齢者の孤独死急増の現状を受け、村の高齢者の生活実態の現状はどんな状況であるか | |
| 5 災害復旧の進捗状況について | | |

村立保育所として30年、最後の卒園式

3月28日(水) 村立四浦保育所あざみ園の卒園式が行われました。卒園児6名は施設長(矢上雅義村長)から一人ずつ卒園証書を受け取り「ありがとうございます。」と大きな声で応え、会場からは拍手が送られました。

村長あいさつの中で「施設長として、これが最後の卒園式となりました。」とありました。30年の歴史は、4月から「社会福祉法人なつめ福祉会 四浦保育所あざみ園」に引き継がれました。



行方不明者捜索の協力を感謝状

1月18日に行方が分からなくなった村内の男性を、村消防団・役場職員が村内や人吉市内を捜索。話を聞いた平野組の従業員の3名の方が国道の清掃作業を中断し、捜索に協力され、男性は市内で無事に発見されました。その献身的な行動で、早期発見に大きく寄与したとして、3月13日役場応接室において、村長より平野組の尾方伸社長、一柳紘史さん、橋本一代さん、橋本明美さんの4名へ感謝状が贈呈されました。



第3回 交通安全グラウンドゴルフ大会

3月21日(水)に総合運動公園において、人吉地区交通安全協会相良支部主催・村老人クラブ連合会及び村グラウンドゴルフ協会の協力で、第3回交通安全グラウンドゴルフ大会が行われました。参加者144名と交通指導員8名が3コートに分かれゲームを楽しみました。各コートの上位3名が表彰されました。結果は次のとおりです。(敬称略)

赤コート ()内はホールインワン数

- 1位 豊永豊臣 36打 (1)
- 2位 内川芳次 37打 (1)
- 3位 水田ケサエ 37打 (1)

青コート

- 1位 中村 貢 33打 (2)
- 2位 徳田徳彦 34打 (2)
- 3位 川辺朝子 34打 (1)

黄コート

- 1位 西橋 毅 28打 (3)
- 2位 吉田至英 37打 (2)
- 3位 豊原雅子 38打

大会終了後、人吉警察署交通課交通指導係長松下幸博氏より高齢者の交通安全についての講話があり、参加者は熱心に耳を傾けていました。

また、参加者全員に反射材付タスキとタオルが配布されました。



相良村のポストカードを作成

蒼い流れ ~Blue Water of KAWABE~

相良村観光協会が「美しい川辺川」をテーマにポストカードを作製しました。「風景」「水・いきもの」「川と水」の3種類で、それぞれ10枚1セットです。

ポストカードの写真は、日本広告写真協会員の写真家、上村勝氏(阿蘇郡西原村)が撮影。村内だけでなく村外の人にも清流「川辺川」の魅力が伝わるカードです。

当観光協会は、今年、相良中学校を卒業した全員に記念品としてポストカードを贈呈しました。さがら温泉「茶湯里」で販売しています。

【問合せ先】役場産業振興課 振興係 ☎35-1034

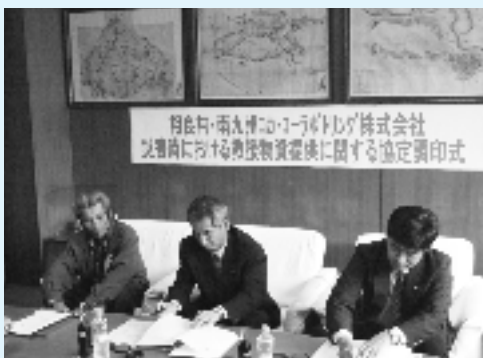


価格:1セット(10枚入り)
500円

コココーラ 「災害対応型自動販売機設置」

災害時において自動販売機の中の飲料水を救援物資として無償提供する協定を締結しました。

原則として、本村が避難勧告を発令した場合に無償で住民に飲料水を提供されるようになり、村内8ヶ所に設置されました。



- 四浦地区 -
上四浦集落センター・生涯学習センター・林業総合センター
- 川辺地区 -
川辺構造改善センター・松馬場集落センター
- 深水地区 -
役場庁舎内・総合体育館 1F
- 柳瀬地区 -
柳瀬構造改善センター

駐在さん よろしくお願いします

昨年の秋から人吉警察署で勤務され今回の異動により相良村深水駐在所に来られました。村内をパトロール中に初神の満開の桜に感動されたそうです。



高本覚さん

平成19年度 区長の皆さんです 一年間よろしくお願いします。

番号	区名	区長名	番号	区名	区長名
1	上四浦	高岡 義之	10	朝迫	福岡 忠義
2	中四浦	赤坂 勝	11	中央	伊東 政継
3	初神	永井 義武	12	松葉	西橋 毅
4	下四浦	岩崎 敬治	13	平原	恒松 秀嗣
5	上川上	西 憲彦	14	永谷	山口 美津子
6	上川下	荒川 和清	15	新村	田端 洋一
7	松馬場	加江 文機	16	十島	岩本 正輝
8	上園	永田 譲二	17	井沢	西 繁孝
9	永江	宮田 保一	18	並木野	竹崎 英敏

相良中学校長 村橋 勝紀



師弟同行

今年の相良中学校の教育目標は、「明るく、楽しい学校」です。そのためには、「生徒と共に在る教師」を実践したいと思います。

教師が生徒と一緒に行動することで、生徒の変化やいじめの兆候などを早期に発見することができます。

また、生徒をプラス志向で捉え、いつも対話しながら子どもの良いところを見つけ、認め、誉め、励ましながらかども達の伸びようとする力を支援していきたいと考えています。

南小校長 中原 修身



新年度にあたって

相良南小学校3年目となります。本年度は、ピカピカの一年生が58名入学し、全校児童は265名となります。今年、学校教育目標を、『豊かな心で、日々学ぶ、健康な子ども』の育成 ～知恵出し、汗だし、声に出し～としました。子どもさん方一人一人の教育的ニーズを踏まえ、保護者・地域の方々と力を合わせて、全教職員21名が一丸となって、一日一日の教育実践を積み重ねて参ります。どうぞよろしくお願ひ致します。

北小校長 渡邊 廣敏



新年度にあたって

この度の異動により、相良北小学校に赴任して参りました。前任校は、球磨村の一勝地第二小学校です。相良村へは初めて来ましたが、素晴らしい自然に恵まれ、長い歴史と伝統を感じています。これから、この村について、いろんなことを学んでいきたいと思いますが、子ども達にも故郷を愛し、大切にすることを持って欲しいと思います。地域に根ざした、特色ある学校づくりに努力していきますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

平成19年度

教職員人事異動（敬称略）

《相良南小学校》

・転入（前任校）

▽教頭（水上村立岩野小学校）

▽教諭（人吉市立人吉東小学校）

▽教諭（あさぎり町立深田小学校）

▽教諭（講師）

・転出（転出校）

▽教頭（多良木町立多良木小学校）

▽教諭（人吉市立西瀬小学校）

▽教諭（錦町立西小学校）

▽退職 教諭 梅山 邦宏

▽退職 講師 高岡 行利

《相良北小学校》

・転入（前任校）

▽校長（球磨村立一勝地第二小学校）

▽教頭（山江村立山田小学校）

・転出（転出校）

▽校長（湯前町立湯前小学校）

▽教頭（宇城市立小野部田小学校）

《相良中学校》

・転入（前任校）

▽教頭（人吉市教育委員会）

▽教諭（多良木町立多良木中学校）

▽講師（相良中学校事務）

・転出（転出校）

▽教頭（あさぎり町立岡原中学校）

▽教諭（人吉市立第二中学校）

丸尾 裕介	山本 祐士	鳴松 里香	田上 順一	大瀬 克彦	井上美喜子	中村 和弘	山本 裕行	渡邊 廣敏	平野 貞子	犬童 康代	松岡 里益	五島 功晴	迫田 久美	山田 成代	唐津 三敏
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

ALT紹介 サナイ・ミクレ・テセマ先生



講師プロフィール

アフリカのエチオピア出身・大学で医療関連の分野を専攻しその後、立命館大学の入学のため来日。授業のアシスタントや大学でのアルバイトもこなす。

また、公民館で親と子供一緒に英語を指導。性格は明るく、趣味は日本人との交流、インターネットのブログ作成、読書、ビデオ鑑賞です。

年金を受給されている方の 現況確認の方法が変わりました

現況届の提出が原則不要です

これまで年金受給者の皆様の現況確認については、年1回、現況届（はがき形式）を提出していただく方法によって行っていましたが、年金受給者の皆様の手続きの簡素化や事務処理の効率化を図る観点から、住基ネットを活用して現況確認を行うため、現況届の提出が原則不要になりました。

現況届の提出が不要となる年金受給者の方には、現況届が不要となる旨のお知らせを送付することとしておりますので、ご確認をお願いします。

※なお、引き続き現況届を提出いただく場合があります。

- ・ 社会保険庁が管理している年金受給者の基本情報（氏名、生年月日、性別、住所）が住基ネット（住民票）に保存されている基本情報と相違している方
- ・ 外国籍（外国人登録）の方
- ・ 外国にお住まいの方など

現況届の提出が必要となる年金受給者の方には、これまでどおり誕生月の前月末ごろに社会保険業務センターから現況届が送付されます。現況届が送付された場合は、誕生月の末日までに社会保険業務センターに必ず届くように提出ください。

国民年金 インフォメーション



保健福祉のひろば

お問い合わせは

保健福祉課（直通）

☎ 35 - 1032

FAX 35 - 0011

国保係 - 内線 25

保健係 - 内線 26

福祉係 - 内線 24・28

戸籍係 - 内線 29

国民健康保険加入者の方へ

出産育児一時金の委任払が利用できます。

医療機関に支払う出産費用のうち、35万円が限度です。

利用されたい方は、事前に医療機関にご相談の上、役場までお申し出ください。

ただし、国民健康保険税滞納の世帯は利用できません。

【問合せ先】国保係

～老人保健のご案内～

医療費が高くなったときは申請してください。

同一世帯に属する複数の老人が入院、又は、同一月に2つ以上の病院等に支払った場合、医療費を合算し一定限度額を超えた額を支給します。

申請に必要なもの 印かん・預金通帳

また、住民税非課税者の入院時の食事代が安くなる制度もありますので、お問い合わせください。

【問合せ先】国保係

民生委員の坂口さんが社会福祉功労者で県知事表彰

平成18年度の熊本県社会福祉功労者知事表彰の伝達式が3月20日球磨地域振興局の局長室で行われ、郡市内から5名が表彰されました。その内、本村からは、民生委員を9年されている坂口信子さんが表彰されました。

この表彰は、社会福祉の向上に著しい功績のあった方及び団体等で、真に他の模範となるものに対し、その功績をたたえ、これを表彰することによって、県民一人ひとりの社会福祉への理解と意識の高揚を図ることを目的とするものです。

坂口さんは、「少しでも住民のみなさんの手助けになればと、家族の理解と、支援があったからこそ続けられました。」と話されていました。



振興局長から坂口さんへ伝達

5月小児科在宅当番医

○受診時間午前9時から午後5時まで○

3日	堤病院附属九日町診療所小児科	(☎22-2251)
4日	たかはし小児科内科医院	(☎24-2222)
5日	公立多良木病院小児科	(☎45-2560)
6日	増田クリニック	(☎22-3570)
13日	やまむら医院	(☎45-0005)
20日	人吉総合病院小児科	(☎22-2191)
27日	公立多良木病院小児科	(☎45-2560)

*受診される場合は、医療機関へ連絡してください。



平成19年4月1日から児童手当制度が拡充されました

3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉	
(現行)	(改正)
第1子、第2子 月額5千円	⇒ 月額1万円(倍増)
第3子以降 月額1万円	⇒ 月額1万円(現行どおり)
〈3歳以上(現行どおり)〉	
第1子、第2子 月額5千円	
第3子以降 月額1万円	

施行日：平成19年4月1日(拡充後の最初の支給月 平成19年6月)

* 今回の改正では、受給者から手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

【問合せ先】福祉係

戦没者等のご遺族の皆様へ

—特別弔慰金が支給されます—

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第八回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

◇対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族お一人です。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである。
①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
4. 上記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 上記1から4以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

◇請求期間 平成20年3月31日まで(平成17年4月1日から申請手続きをされていない方)

【請求・問合せ先】福祉係

平成19年度 村税等納期（口座振替）一覽表

月	納期限	口座振替日	村			税			保育料	住宅使用料	簡易水道使用料	農業集落排水使用料	介護保険料
			村民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	国民健康保険税						
4月	5月1日	4月25日			全期	1期	4月分	4月分	4月分	3月分	1期		
5月	5月31日	5月25日				2期	5月分	5月分	5月分	4月分	2期		
6月	7月2日	6月25日	1期	1期			6月分	6月分	6月分	5月分	3期		
7月	7月31日	7月25日		2期		3期	7月分	7月分	7月分	6月分	4期		
8月	8月31日	8月27日	2期			4期	8月分	8月分	8月分	7月分	5期		
9月	10月1日	9月25日				5期	9月分	9月分	9月分	8月分	6期		
10月	10月31日	10月25日	3期			6期	10月分	10月分	10月分	9月分	7期		
11月	11月30日	11月26日				7期	11月分	11月分	11月分	10月分	8期		
12月	12月25日	12月25日		3期		8期	12月分	12月分	12月分	11月分	9期		
住宅使用料と簡易水道使用料の納期限は平成20年1月4日になります。													
1月	1月31日	1月25日		4期		9期	1月分	1月分	1月分	12月分	10期		
2月	2月29日	2月25日			4期	10期	2月分	2月分	2月分	1月分	11期		
3月	3月31日	3月25日					3月分	3月分	3月分	2月分	12期		

※ 振替日の前日までに、振替指定口座の預金残高の確認をお願いいたします。
 ※ 残高不足等で振替できなかった場合は、「口座振替不納通知書兼納付書」を送付しますので、それにより納付して下さい。
 ※ 納税や口座振替等について不明な点がありましたら下記までお問合せ下さい。
 村税等……………税務課 35-1031 住宅使用料……………総務課 35-0211
 保育料・介護保険料……………保健福祉課 35-1032 簡易水道・農業集落排水……………建設課 35-1035

固定資産税へ国土調査結果を反映 ～平成20年度から新地積により課税～

村では、昭和63年度から平成18年度までの19年間にわたり、国土調査法に基づく地籍調査業務を行ってきました。この調査結果による固定資産税課税への反映については右記のとおり取り扱うこととなっています。

これにより平成20年度からは、村内の対象土地課税地積について一斉に国土調査後の地積に移行することになり、税額等についても地積変動の割合に相当する増減が生じる見込みです。（なお、土地の利用状況等に関する項目については、すでに課税に反映されているものもあります。）

つきましては、平成19年度固定資産税課税明細書、そのほか国土調査当時の書面を再度ご確認ください。新地積による平成20年度の固定資産税の課税について、ご理解をいただきますようお願いいたします。

【問合せ先】 役場税務課

☎ 35-1031

平成19年度 固定資産税課税明細書（例）

区分	大字・小字地番 家屋番号	台帳地目・種類 課税地目・構造 建築年	台帳面積(m ²) 課税面積(m ²) 前年度課税標準額(円)	評価額(円) 課税標準額(円) 軽減税額(円)	非課	年税相当額 (円) 備考
土地	四浦東〇〇 〇〇〇-〇	一般田	〔 209.00 177.00 16,372	16,372 16,372		229
土地	四浦東〇〇 〇〇〇	一般田	〔 664.00 600.00 61,420	61,420 61,420		859
土地	四浦東〇〇 〇〇〇-△	一般田	〔 284.00 267.00 29,637	29,637 29,637		414

（上段）台帳地積：国土調査後のもので、通常は登記簿上の地積と一致します。

（下段）現況地積：国土調査前から地積で、現在の課税に用いているものです。

*平成20年度から上段の地積に移行し（上下段地積が同じ値となります）、国土調査後の地積で評価額等を算出し課税することになります。

税額変動の目安として、本年度明細書の上下段地積の相違に応じたものとなることが見込まれます。

相良村税の前納報奨金制度のお知らせ

相良村では、相良村議会12月定例会での議決を経て、前納報奨金制度が平成19年4月1日から廃止されました。

この制度は相良村行財政健全化計画の達成や税の公平化を図るため廃止となりました。

制度の廃止につきましては、何卒ご理解のうえ、今後も納期内納付になお一層のご協力をお願いします。

前納報奨金制度は廃止されますが、全納（一括前納）については、従来どおり行えますので併せてお願い申し上げます。

県職員派遣制度で財産差押えを148件実施

納税は国民の義務です。
納期限内に納めましょう。

熊本県個人住民税徴収向上対策に基づき実施した「県税及び市町村税の徴収向上対策に係る職員派遣制度」が平成19年3月7日に滞納処分（差押え）を148件執行し、終了しました。

この制度は、市町村税務職員の滞納整理の技術向上を図り、もって県及び市町村の税収向上に資するため、県職員に相良村の併任辞令や徴税吏員証を交付し、1月から3月までの間、週1回の延べ8日間を村税務課職員とともに財産差押えを執行したものです。

法律では、納税者が納期限までに納付しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発して、その日から起算して10日を経過した日までに、完納しないときは差押えをしなければならないとなっています。

滞納処分とは、徴税吏員（村長から滞納処分に関する職務権限が与えられた職員）が国税徴収法に基づき不動産、預金、給与、出資金、国税還付金、生命保険、自動車の所有名義等を調査して、金融機関等に臨場し、滞納者の預金等を差押えて強制徴収するものです。

相良村では、これまで預金、不動産等の差押えを執行してきましたが、今回派遣職員から、給与、出資金、捜索、動産、自動車の差押えの実務研修を受け執行するなど、滞納処分の選択肢も増えました。

税金は、あくまでも自主的に納付していただくもので、これらの滞納処分（差押え等）を受けないように、納期限内に納付をしていただきますようよろしくお願いいたします。

財産差押え件数

預金	113件	完納者10人
不動産	6件	
動産（捜索）	22件	
自動車	3件	
国税還付金	4件	



【問合せ先】 役場税務課 徴収係 ☎35-1031

平成19年度から住民税が変わります

地方分権を進めるため、国税（所得税）から地方税（住民税）へ税金が移し替えられます。（3兆円の税源移譲）

この税源移譲によって、所得税と住民税とを合わせた全体の税負担が変わることは基本的にはありません。

なお、税源移譲によって、ほとんどの方は、

所得税が平成19年1月から減り、住民税が平成19年6月から増える

こととなりますので、ご承知おきください。

（注）景気回復のための定率減税額措置がとられなくなることや、皆さんの収入の増減など、別の要因により、実際の負担額はかわりますので、ご注意ください。

自動車税についてのお知らせ

自動車税の納付は5月末までに

自動車税の納税通知書を5月初めにお送りします。

納期限の5月31日（木）までに、最寄りの金融期間やコンビニエンスストア（一部の店舗を除きます。）、各地域振興局税務課、熊本県税事務所、自動車税事務所で納めていただきますようお願いいたします。

環境への配慮から自動車税の税額が増減されます

環境への配慮から、排気ガスや燃費性能が優れた環境負荷の小さい自動車（新車）は自動車税が軽減され、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税が加算されます。

* 平成19年度に自動車税が加算（10%）される自動車

- ・ ディーゼル車 平成8年3月31日以前の登録のもの
- ・ ガソリン・LPG車 平成6年3月31日以前の登録のもの

【問合せ先】 球磨地域振興局 税務課 ☎24-4111（代表）☎22-5189（直通）

お知らせ

憲法週間を迎えて 裁判員制度の理解 に向けて

5月3日は憲法記念日です。裁判所では、毎年、この日を中心とした5月1日から7日までを「憲法週間」と定め、法務省、検察庁、弁護士会の協力を得て、講演会や無料法律相談などいろいろな行事を行っています。

さて、国民のみなさんに刑事裁判に参加していただく「裁判員制度」が平成21年5月までに始まることです。すでにご存じだと思います。裁判所では、裁判員制度に関心を持ち、理解していただくために様々な広報活動を行っています。全国50箇所で裁判員制度に関するフォーラムを開催したり、各地の裁判所で裁判員裁判の模擬裁判や説明会などを実施したりしています。裁判員制度の模擬裁判では、一般

の方々には裁判員役をしていただくなどして、刑事裁判の分かりにくい点などいろいろなご意見を伺い、より分りやすい刑事裁判を目指して活動しております。

全国各地で行われる憲法週間記念行事においても裁判員制度を取り上げてきた催しが企画されています。是非ご参加いただいで、裁判員制度についてより理解を深めていただければと思います。

裁判員制度の詳細については、裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saihanin.courts.go.jp/>) で、各地の裁判所の催しについては、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) でそれぞれ紹介していますので、ぜひアクセスしてください。

**突然の解雇に
納得できない!**

**労働関係のトラブルで
お困りの方へ
「個別労働関係紛争あつせん」をご利用ください**

熊本県では、賃金カットや解雇など労働者と事業主

との間におこるトラブル解決のお手伝いをしています。「話し合いに応じてもらえない。」「できるだけ早く解決したい。」「そんな悩みをお持ちの方は、ぜひご利用ください。手続きは簡単で、費用は一切かかりません。秘密は固く守られます。お気軽にご連絡ください。

【問合せ先】熊本県労働委員会事務局
096・333・2753

平成19年度農作業安全研修について

農作業安全研修（「大型特殊」及び「けん引」）

◇ 募集期間

平成19年4月9日（月）から5月31日（木）まで

◇ 経費

研修受講料：無料
運転免許試験証紙代：3,300円程度

免許写真代：700円程度
障害保険代：790円程度
または1,580円程度

◇ 研修期間4日間

◇ 受験要件あり

【問合せ先】相良村役場産業

振興課 振興係

35・1034

平成19年度の年金更新から「一般拠出金」の申請・納付が始まります

熊本労働局では、年度更新に必要な書類を4月1日までに事業主の方へ送付することにしております。申告・納付の期間は4月1日から5月21日までとなっております。

熊本労働局労働基準徴収室又は最寄りの労働基準監督署、若しくは日本銀行歳入代理店の金融機関か郵便局へも同時に申告・納付することができます。その他、5月7日から5月21日までは県内各地で集合受付会を開催します。また、「労働保険概算・確定保険料申告書」を作成のうえ集合受付会場で申告してください。

年度更新を怠りますと、「国」で保険料を決定するほか、追徴金が課せられることがありますので、期限内の申告・納付をお願いします。

また、労働保険（労災保険・雇用保険の総称）は、農林水産業の一部を除いて、一人でも労働者を雇用している場合は、必ず加入しなければならぬ制度になって

います。

また、労働保険への加入手続きを済まされていない事業主の方は、最寄りの労働基準監督署または、ハローワーク（公共職業安定所）にご相談のうえ、速やかに加入されますようお願いいたします。

さらに、平成19年度の年度当初から「一般拠出金」の申告・納付も始まります。「一般拠出金」とは、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償の対象とならない方（近隣住民等）に対して、迅速な救済を図ることを目的として、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき創設されました。

この救済に必要な費用に充てるため、「一般拠出金」を事業主の皆様にご負担いただくものです。

【問合せ先】

熊本労働局総務部 労働保険徴収室

096・211・1702

人吉労働基準監督署

22・5151

ガスをご利用の皆様へ

ガス事故を防ぐための注意事項

ガスによる死亡事故の大半は、ガス機器から発生した排気にふくまれていた一酸化炭素によるものです。一酸化炭素は毒性が強く、わずかな量でも死に至ることがありますが、日ごろからの注意により、事故を防ぐこともできます。

◇ガス機器をご利用の際は、「換気扇をまわす」「窓を開ける」など、換気に気を付けましょう。

◇ガスが燃えるには、外からの空気が必要です。換気をしない場合、一酸化炭素中毒により死に至る可能性があります。

◇換気不足により、最近10年間で、死亡事故を含む64件が発生しています。

◇煙突（排気筒）のついたガス機器をご使用の場合、煙突が外れることにより、死亡事故に至る可能性があります。

◇一酸化炭素を含んだ排気が漏れて、中毒により死に至る可能性があります。煙突のはずれなどにより、最近10年間で、死亡事故を含む26件の事故が発生しています。

煙突が外れていないかなど、日頃からご自身で確認しましょう。

憲法週間 「手続相談会」

◇日時 5月16日（水）

午前10時～午後3時まで

◇場所 熊本地方家庭裁判所人吉支部

人吉市寺町1番地

☎23・4855

◇相談員 弁護士、調停委員、裁判所及び法務局の職員

◇相談内容 一般法律問題、家庭問題、金銭問題、交通事故問題など

◇6月1日は商業統計調査の日です

6月1日は商業統計調査の日です

平成19年商業統計調査が全国一斉に行われます。

調査の対象は、卸売・小売業を営む全国すべての事業所（店舗）です。

この調査は、統計法に基づいて実施される国の重要な調査であり、提出された調査票を、統計上の目的以外に使用することはありません。

5月下旬に調査員が調査票の記入のお願いに、各事業所を訪問いたしますので、ご協力ください。

【問合せ先】

役場総務課 企画係
☎35・1030

平成19年度第1回危険物取扱者試験実施

◇期日 6月10日（日）

◇試験地 熊本市・玉名市・八代市・天草市

◇試験の種類 甲種、乙種全類及び丙種

◇受験願書の請求先

（財）消防試験研究センター

1 熊本県支部または人吉下球磨消防組合本部

2 消防試験研究センター

（財）消防試験研究センター

熊本県支部

〒862-0976

熊本市九品寺1丁目11番4号

熊本県教育会館内

☎096・364・5005

平成19年3月 子牛せり市価格

単位：頭、円

	メ	ス	去	勢
入場頭数		275		355
最高		954,450		783,300
最低		472,152		530,528

（財）さわやか長寿財団から

熊本県高齢者スポーツ・文化の集いのお知らせ

囲碁・将棋大会参加者募集

- ◇参加資格 県内在住で、60歳以上の方（昭和23年4月1日以前に生まれた人）でアマチュア
- ◇申込期限 4月9日（月）～5月7日（月）
- ◇大会期日 6月15日（金）
- ◇場所 熊本市産業文化会館
- ◇種目
 - 〈囲碁〉男子上級の部（4段以上）、男子中級の部（3段・2段）、男子初級の部（初段以下）、女子上級の部（初段以上）、女子一般の部（初級以下）
 - 〈将棋〉上級の部（2段以上）、一般の部（初段以下）
- ◇参加料 500円
- ◇募集定員 囲碁170人（男性140人、女性30人）、将棋70人
- ◇申込方法 申込方法 所定の申込書により、郵送またはFAXでお申込みください。（ホームページからも申込みできます。）

作品展出展者募集

- ◇参加資格 県内在住で、60歳以上の方（昭和23年4月1日以前に生まれた人）でアマチュア
- ◇出品作品 ①出品部門は日本画、洋画、写真、書、彫刻、工芸部門とする。②出品者により創作されたもので、他の作品コンクール等に出品したことのないものとする。③一人1点
- ◇申込期限 4月9日（月）～6月29日（金）
- ◇展示期間 8月21日（火）～26日（日）
- ◇会場 熊本県立美術館分館
- ◇出品料 500円
- ◇申込方法 所定の申込書により、郵送またはFAXでお申込みください。（ホームページからも申込みできます。）

【問い合わせ先】

さわやか長寿財団 ☎096-354-3083

ホームページ <http://www.sawayaka.or.jp/>

国家公務員中途採用者選考試験 (再チャレンジ試験) 実施

人事院及び各府省では、30歳代の人を対象とした国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)を実施します。

◇受験資格 昭和42年4月2日～昭和53年4月1日生まれ

◇受付予定期間 6月26日(火)～7月3日(火)

◇選考過程 9月9日(日)(第1ステージ)

◇受験資料請求方法

返信用封筒(角形2号、120円分の切手貼付、あて先明記)を同封した封筒に、「再チャレンジ試験」と朱書きし、下記問合せ先へ送付してください。

*5月中旬配布予定

【問合せ先】

人事院九州事務局 第二課試験係

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1

☎ 092-413-7733

FAX 092-475-0565

URL <http://www.jinji.gto.jp/>

一般幹部候補生(一般・技術) (歯科・薬剤)採用試験のご案内

◇試験日 5月19日(土)～20日(日)
*20日(日)は飛行要員のみ

◇試験場所 熊本学園大学内(県外の方は希望する試験場所で受験できます)

◇受付期間 4月1日(日)～5月11日(金)

◇応募資格

ア 一般・技術

・20歳以上26歳未満の人(22歳未満の人は大卒(見込み))

イ 歯科・薬剤

・専門の大卒(見込み含)20歳以上30歳未満の人

・薬剤は20歳以上26歳未満の人(薬学修士学位取得者は、28歳未満)

*県外在住の方でも、人吉地域事務所へ連絡をお願いします。

【問合せ先】

自衛隊人吉地域事務所

☎ 22-4704



さがら温泉「茶湯里」10周年記念 フリーマーケット2007

おかげさまで、さがら温泉「茶湯里」もオープンして10年目を迎えます。これを機にどなたでも参加できるイベントとして一大フリーマーケットを開催したいと思います。

皆様お誘い合わせの上、ふるってご参加くださいますようよろしくお願いいたします。

◇期日 5月5・6日(土・日)

◇時間 午前9時～午後5時

◇グラウンドゴルフ場(茶湯里駐車場横)

◇その他 陶芸など体験教室や実演販売、カラオケ大会等も予定

出店者募集!!

□出店条件 出展品は酒・アルコール類、危険物又は出店にふさわしくない物以外は何でもかまいません。家に埋もれている商品、古着、園芸品、野菜類、惣菜など、どんどん売ってください。

*申込み時に商品リストを提出していただきます。

□出店参加料 個人参加 1,500円

グループ参加 2,500円

業者参加 2,500円

【問合せ先】茶湯里フロント 電話25-8111

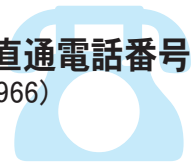
4月からプールがオープン
しています。
9月30日まで

役場職員異動

4月1日付け（前職）敬称略

総務課長（農業委員会事務局長）松永哲男
総務課主幹兼行政係長（産業振興課主幹兼振興係長）池田一洋
総務課主幹兼財政係長（税務課主幹兼徴収第1係長）渡邊法光
総務課企画係長（選挙管理委員会書記兼総務課参事）岡村哲臣
総務課主幹（保健福祉課主幹）大塚繁子
総務課参事（企画課参事）竹野久美
選挙管理委員会書記兼総務課参事（企画課参事）加江文代
税務課長（総務課主幹兼財政係長）豊原幸一郎
税務課主幹兼課税係長（保健福祉課主幹兼戸籍係長）木村美智
税務課主幹兼徴収係長（保健福祉課主幹兼福祉係長）上原昭光
税務課主事（新規採用）濱田清志郎
保健福祉課長兼四浦出張所長（産業振興課長）永井博之
保健福祉課主幹兼戸籍係長（税務課主幹兼課税係長）川邊美津子
保健福祉課福祉係長（総務課参事）平川千春
産業振興課長（産業振興課主幹兼耕地係長）永田博人
産業振興課主幹兼耕地係長（保健福祉課主幹兼生活環境係長）山田博彦
産業振興課振興係長（企画課企画係長）川邊俊二
産業振興課主事（新規採用）山口貴恵
会計室長（保健福祉課長）尾方文代
農業委員会事務局長（総務課主幹兼行政係長）岩田拓侍
教育委員会技能労務（保健福祉課技能労務）蓑田たち子
退職
（総務課長）愛甲正剛（税務課長）福田幸作（会計室長）中村隆徳

役場各課直通電話番号 （市外局番 0966）



課名	番号
総務課	35 - 0211
税務課	35 - 1031
保健福祉課	35 - 1032
会計室	35 - 1033
産業振興課	35 - 1034
建設課	35 - 1035
農業委員会	35 - 1037
議会事務局	35 - 1038
教育委員会	35 - 1039
四浦出張所	36 - 0211

新村建築踊保存会

（代表 東 敬志さん）

みんな元気ばい！⑧

柳瀬・新村地区におきましては、古来より郷土芸能「建築踊」を継続し、保存しているところであります。最近では相良村合併50周年記念や熊本城築城400年祭に出演し、ユーモラスな踊りで会場を沸かせました。公共の施設や神社・お寺等の落成式や色々の行事等に出演の依頼があり、披露しているところです。かつて、三笠宮殿下が柳瀬から人吉まで船下りされた際にも大変興味深くご覧いただいたこともありました。

この「新村建築踊」とは、その昔、当地を訪れたある老人が伝え残したものとされていますが、詳細な資料がないので、はっきりとした来歴は明らかではありませんが、建築に携わる者の意欲とムードを表した珍しい踊りとして受け継がれています。

当時は男性ばかりの踊り手でたくましい踊りでしたが、戦後からは、はやし太鼓以外は女性によって受け継がれるようになり、男性ばかりの時代とは違った女性らしいムードを漂わせる踊りとなっております。総勢30人余りのスタッフで構成し、とても楽しめる踊りなので、機会がありましたらぜひご覧におこしください。



5月の行事予定

変更になる場合もあります。

◆保健福祉関係 ●教育委員会関係等

日	月	火	水	木	金	土
★5月は国民健康保険税第2期の納付月です。 納め忘れのないよう便利な口座振替のご利用を！		1	2	3	4	5
				●読書の日・ノーテレビデー 建国記念の日 日本国憲法の施行を記念し、国の成長を規する。	●カラオケ教室(夜間) みどりの日 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。	こどもの日 こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。
6	7	8	9	10	11	12
●家庭の日	◆母子健康手帳交付・両親学級(受付9:00～9:20役場1階保健室)～11:00まで ●総合体育館休館日			●読書の日・ノーテレビデー ◆社会保険出張相談(受付9:00～11:30, 13:00～14:30)多良木町役場		
13	14	15	16	17	18	19
	●総合体育館休館日			●読書の日・ノーテレビデー ◆3～4か月児健診・BCG接種(H18.8.6～9.5生)(受付13:20～13:30)山江村会場		●地域子育ての日
20	21	22	23	24	25	26
●地域パトロールの日	◆母子健康手帳交付・両親学級(受付9:00～9:20役場1階保健室)～11:00まで ●総合体育館休館日			●読書の日・ノーテレビデー ◆社会保険出張相談(受付9:00～11:30, 13:00～14:30)人吉総合病院	●6か月児育児学級(H17.9～10月生)(受付9:20～9:30)総合体育館1階研修室	
27	28	29	30	31	★保育料は毎月納期限内に納めましょう！保育料の納期は毎月25日です。(25日が土・日の場合は、翌日になります。)	
				●読書の日・ノーテレビデー ◆3歳児健診(H14.10～12月生)(受付13:20～13:30)総合体育館1階研修室		

☆毎月第一日曜日は「家庭の日」：家族そろって話し合う機会がなくなってきた現在、月一度は一家団らんの日を持ち、家庭づくりのきっかけとします。

ひとりで悩まず、電話してみませんか

子どもの人権 110 番 0120-007-110

携帯電話・PHS使用可。IPの場合は096-364-0415を利用願います。

相談担当者：子どもの人権専門委員（人権擁護委員）、法務局職員

相談内容：いじめなど、子どもの人権問題

相談時間：月曜日～金曜日（休日・祭日は除く）

時間外は留守番電話になります。

* 相談内容についての秘密は固く守られます。

熊本地方務局人権擁護課

ふるさと館

国登録有形文化財に

このほど、国の文化審議会（石澤良昭会長）は、深水の「ふるさと館」（旧四浦村役場庁舎）を国の登録有形文化財にするよう伊吹文明文部科学大臣に答申しました。近く、文化財登録原簿に登録されます。

ふるさと館は、昭和十七年、四浦村役場庁舎として建築された木造二階建て寄棟造りの洋風建築様式を取り込んだ建物で、村が合併したあとも、役場四浦支所、四浦出張所として使用されてきました。

村では、平成十一年に、建物の老朽化と事務効率化のため閉鎖し解体する予定でしたが、文化財的価値が高いために明らかとなったため、急ぎよ移築し保存するように計画しました。

移築場所の選定にあたっては、建物建設用地と駐車場の面積が確保できることを条件に、なおかつ多くの人の目に触れることができる場所として、さながら温泉茶湯里敷地内の土地が選ば



国の登録有形文化財にするよう答申された「ふるさと館」

れました。

平成十三年には、公募で名称を「ふるさと館」と改め、現在は、文化財の保護や生涯学習の拠点施設として村が管理し、一階を展示室、二階を会議室として利用されています。

ふるさと館は、答申で「地方の旧庁舎の外観を良く残している貴重な建造物」と評価され、建設当時の平面図や立面図などの竣工時の資料が残されていることも特筆されます。

学校保健委員会だより

相良村「早寝早起朝ごはん」運動に向けて ①

人間は日が昇ると起きて、夜には眠る。三度のご飯はきちんと食べる。こんな生活習慣が崩れかけている、いや崩れている。といった方が当たっているかも知れません。特に成長期にある子どもの乱れが深刻になっている現状をどうにかしなければならぬ。という強い思いがあつて、平成19年度のスタートにあたり、改めて村民の皆さんの積極的な参加をお願いしたく、12回のシリーズにして現状の深刻さをお知らせします。

昨年「今、子どもの食が危ない」「寝る子は育つ」等のテーマで講演いただいたことを想い出しています。

人間の体は日の出、日の入りの自然のサイクルに合うように出来ているのです。夜型の生活が今、子どもたちにどんな悪影響を与えているかは、毎日のように新聞、テレビ等で報じられているとおりです。社会の根幹をゆるがしかねない喫緊の課題となっております。また、食生活については、平成17年7月から食育基本法が施行され、食育の重要性が一段と高まっています。このようなことから、早寝早起きや朝食をとるなど子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるため、「早寝早起朝ごはん」運動に村民あげて取り組もうではありませんか。

相良村の人口と世帯

(3月末現在)

世帯数 1,695世帯 (△3)
男性 2,551人 (△13)
女性 2,905人 (△15)
合計 5,456人 (△28)

() 内は、先月末との差

(寄付者) (区名)
甲斐 久子 (松葉)
久保田孝一 (初神)
黒田 征夫 (八代市)
桑原トシエ (井沢)
池田 一洋 (松葉)
上村ヒデ子 (下四浦)

香典返し (3月分)

相良村社会福祉協議会へ (敬称略)

熊本県議会議員一般選挙結果

相良村投票率等

選挙当日有権者数	投票者数	投票率
男	2,038	66.83%
女	2,324	68.03%
計	4,362	67.47%

候補者別得票数 (届出順)

候補者氏名	最終得票数	無効票	有効投票
松田 三郎 候補	1,112	49票	2,894
まつむら昭 候補	1,006	無効投票	2,894
丸山ひろし 候補	776	無効投票	2,894
合計	2,894	1.66%	